

大学の個人情報保護と情報金庫について

松田亮三

(産業社会学部教授・人間科学研究所長)

この報告では、大学において対人援助に関わる個人情報を保管・管理する場合にどのような問題があるのかについて、個人情報保護に関する責任との関わりで検討します。大学で個人情報を情報金庫として集める場合に、大学としての運営上のこともあると思いますが、個人情報保護の観点からはどうかというのを考えてみたいということです。もう少し限定すると、現在の法体系の下で何をしなければならないのかということを考えてみます。そこで、管理運営上の実務的問題については必要な範囲で検討します。

(a) 個人情報保護とそれに関する法制

個人情報に関する法律はいくつかあり、大きく分けると、一般の組織（民間の個人情報取扱事業者）、行政機関（国・自治体）、独立行政法人という区分で法律が作られています（資料1）。大学でいいますと、国立大学法人は最後のものになっています。私立学校は学校法人については民間の個人情報取扱事業者の扱いとなりますが、日本私立学校振興・共済事業団は、独立行政法人に関する法律の対象となっています。自治体については共通の事項を定める法律があるわけではなく、それぞれの自治体が個別に条例をつくっています。

資料1 個人情報保護に関する法律

個人情報の保護に関する法律（2003年）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（2003年）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（2003年）

国立大学法人、日本私立学校振興・共済事業団は対象法人になっている

資料2 個人情報保護についてのガイドラインの例

- プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告（1980年）
- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日通知、平成18年4月21日改正、平成22年9月17日改正）
- 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月31日通達）
- 福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成16年11月30日通達）
- 文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成24年3月29日文部科学省告示第62号）

さらにこれについてのガイドラインは医療関係、福祉など、様々なものが多数つくられています（資料2）。「文部科学省所管事業における個人情報保護に関するガイドライン」は文部科学省関係の告示で最新版となっています。みたところどのガイドラインも「OECDプライバシーガイドライン」を基本に据えています。このOECDのガイドラインでは、8つの原則が述べられています（資料3）。

資料3 OECDプライバシーガイドラインの8つの原則

- ①収集制限の原則、Collection Limitation Principle
- ②データ内容の原則、Data Quality Principle
- ③目的明確化の原則 Purpose Specification Principle
- ④利用制限の原則 Use Limitation Principle
- ⑤安全保護の原則 Security Safeguards Principle
- ⑥公開の原則 Openness Principle
- ⑦個人参加の原則 Individual Participation Principle
- ⑧責任の原則 Accountability Principle

私立大学の場合は個人情報保護法の適用となりますが、その概要については

付属資料をご覧ください（付属資料1）。その内容を簡単にご紹介しておきます。

まず定義ですが、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。（個人情報保護法第2条1）となっています。要約すると、個人情報は「生存する個人に関する情報」で、「識別可能な情報」であり、匿名化されていない情報です。こういうものを含む情報の集合物で検索が可能なもの、名前があって、どこにあるかデータがわかるものが**個人情報保護データベース**といわれます。これは、電子化されてなくても、ファイルが並べてあって、そこから情報を取り出せるものも個人情報になるということです。これを扱う業者が**個人情報取扱事業者**といわれます。この事業者というのは、一般的に個人情報データベースを事業に使っている場合に該当しますが、実際には5000人以上の個人データを使う場合に、その事業者に具体的な義務が課せられることとなります。扱っている個人情報の数が増えると法律的な義務が明確になるという関係にあります。個人情報データベースに入っている個人データのうち、特に6カ月以上保有されているデータは、**保有個人データ**といわれます。

これらに関わってOECDガイドラインが述べている原則に従った各種の義務が個人情報取扱事業者に課せられています。まず、利用目的をできるだけ特定して、目的の達成に必要なものを超えた個人情報の取扱が禁止されています。個人情報を適正に取得するためには、あらかじめ定めた利用目的を通知して、了解を得ておく必要があります。また、データ内容の正確性を把握していく必要があり、安全管理措置を行う必要があります。個人情報の第三者提供は原則禁止されていますが、同意を得ている場合には提供することができます。なお、委託の場合は第三者提供とみなされません。自らの業務を実施するために個人情報を取り扱ってインプットすることは委託となります。この場合、監視義務がありますが、第三者提供とは、また別だということです。公表開示、利用停止に関しては明確にしておく必要があります。本人からの求めに応じて、こうした措置について開示する必要があります。最後に、OECDのプライバシーガイドラインでわかりますが、個人参加の必要性、情報提供しているご本人の意思を尊重して対応していかないといけない。

(b) 大学での研究と個人情報保護

ところで、個人情報保護法の雑則には例外規定があり、学術研究機関が研究のために使用する場合は個人情報を取り扱う事業者としての義務が免除されています（資料4）。これによって研究で数万人とう規模のデータを扱う場合も、個人情報取扱事業者としての義務から除外されます。ただし、この場合には、研究を実施する研究機関が自らの方針で行っている管理等を明確にする必要があります。つまり、自主的にきちんとやりなさいと言う事です。

資料4 個人情報保護法第50条

1. 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。
 - 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的
 - 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
 - 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
 - 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
 - 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
2. 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

大学での研究と個人情報保護でのポイントは、資料5に示す点だと思われます。

資料5 大学での研究と個人情報保護

- ・5000人以上の個人情報データベース等を取り扱う事業者は個人情報保護法によるさまざまな義務を遵守しなければならない。

- ・学術研究は、個人情報保護法による義務の適用が除外されるが、安全管理、苦情処理のために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表する努力が求められる。
- ・したがって、大学である程度の規模を行う個人情報を取り扱う場合には、法の定める理念にしたがった措置をどうとるかを内部的に明確にする必要がある。
- ・この際、JIS Q15001:2006 およびプライバシーマーク（経産省による認定個人情報保護団体の一つ）などの議論も参考になるであろう。

運営上の問題に関わって大事なのは安全管理措置です。対応をきちんとしていかないといけない。これについては、「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成24年3月29日文部科学省告示第62号）を参照しておきます。そこでは、「個人情報取扱事業者に該当しない関係事業者も、法の基本理念（法第3条）を踏まえ、このガイドラインを遵守することが望ましい。」とされており、以下のようなことが書かれています（資料6）

資料6 文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成24年3月29日文部科学省告示第62号）より抜粋

個人データの管理に関する義務

(2)安全管理措置（法第20条関係）

1. 関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

その際、関係事業者は、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に、本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられるので、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

2. 関係事業者は、安全管理措置として個人データの安全管理のために次に掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(ア)個人データを取り扱う従業者及びその権限を明確にした上で、その業務を行わせること。

(イ)個人データは、その取扱いについての権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱うこと。

(ウ)個人データの取扱いの管理に関する事項を行わせるため、当該事項を行うために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから個人データ管理責任者を選任すること。

(エ)個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うこと。

(3)従業者の監督（法第21条関係）

1. 関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育研修等の内容・頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講じる必要がある。

2. 関係事業者は、従業者の監督として個人データの安全管理のために次に掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(ア)個人データを取り扱う従業者が、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせたり、不当な目的に使用したりすることがないようにすること。当該従業者がその業務に係る職を退いた後も同様とすること。

(イ)個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、その責

務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うこと。

個人データの第三者提供に関する義務

(1)第三者提供の制限に関する原則

1. 関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供してはならない。

(第三者への個人データの提供に当たる例)

学術研究に協力するために、個人情報が含まれる資料を研究者に提供する。

(4)「第三者」に該当しないもの

1. 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
3. 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合に、次の(ア)~(オ)の事項について、当該共同利用をする前に、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしているとき

(ア)共同利用をする旨

(イ)共同して利用される個人データの項目

(ウ)共同して利用する者の範囲

(エ)共同して利用する者の利用目的

(オ)開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中での第一次的な責任を有する事業者の名称

まず、従業員の権限を明確にし、権限を与えられたものだけが個人情報に関わる業務を遂行するようにしなければなりません。また、当該事項を行うための必要な自主教育を実施する必要があります。さらに、必要と認められるものから管理責任者を選び、従業員の監督をきちんとしないといけません。そして、教育研修等を充実させることも必要です。

国立大学では「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理の措置に対

する指針」が適用されていまして、個人情報に関する総括保護管理者をおく必要があります(資料7)。さらに、保護管理者を各管理部局におかねばなりません。各部局の長が、きちんと管理することになり、保護担当者が個人情報の管理を行うこととなります。監査や教育研修等をきちんとやるということが必要となります。

資料7 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(抜粋)

第2 管理体制

(総括保護管理者)

- 1 各独立行政法人等に、総括保護管理者を一人置くこととし、総務担当役員等をもって充てる。

総括保護管理者は、独立行政法人等における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(保護管理者)

- 2 保有個人情報を取り扱う各課室等に、保護管理者を一人置くこととし、当該課室等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

保護管理者は、各課室等における保有個人情報を適切に管理する任に当たる。

(保護担当者)

- 3 保有個人情報を取り扱う各課室等に、当該課室等の保護管理者が指定する保護担当者を一人又は複数人置く。

保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課室等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

- 4 各独立行政法人等に、監査責任者を一人置くこととし、監事等をもって充てる。

監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報の適切な管理のための委員会)

- 5 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする

委員会を設け、定期に又は随時に開催する。

第3 教育研修

- 1 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。
- 2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 3 保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

さらに、研究面では厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」が関係します（資料8）、その中の「個人情報の保護に関する責務」は今回の発想と逆で、被験者を特定できないようにしないといけない。臨床研究は個人のデータを集めるより、一般的、抽象的、普遍的な結果を出そうということで、匿名化をして採用してインフォームド・コンセントをとりなさいということになっています。情報金庫という観点からすると、前提が異なる研究についての議論で、あまり参考になりません。

資料8 厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年7月31日全部改正）（抜粋）

(7)研究者等の個人情報の保護に係る責務等は、次のとおりとする。

- ① 研究者等は、臨床研究の結果を公表する場合には、被験者を特定できないように行わなければならない。

〈細則〉

特定の被験者の症例や事例を学会で発表したり、学会誌で報告したりする場合等は氏名、生年月日、住所等を消去することで被験者を特定できないように対処することが想定されるが、症例や事例により被験者を特定できないようにすることが困難な場合は、あらかじめ被験

者の同意を得なければならない。

- ② あらかじめ被験者の同意を得ないで、インフォームド・コンセントで特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- ③ 当該研究に係る個人情報について、利用目的を変更する場合（④に規定する場合を除く。）には、あらかじめ被験者に当該変更の内容を説明し、同意を得なければならない（ただし、細則で規定する場合を除く。）。

〈細則〉

③の規定は、次に掲げる場合について、適用しない。

イ 法令に基づく場合

ロ 人間の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、被験者の同意を得ることが困難であるとき

ハ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、被験者の同意を得ることが困難であるとき

ニ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、被験者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき当該研究に係る個人情報について、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において利用目的を変更する場合は、原則として当該変更の内容について被験者に通知又は公表しなければならない。

- ⑤ 他の研究者等から研究を承継することに伴い個人情報を取得した場合は、あらかじめ被験者の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- ⑥ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- ⑦ 利用目的の達成に必要な範囲内において、当該研究に係る個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- ⑧ その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、死者の人としての尊厳及び遺族の感情にかんがみ、死者に係る情報についても個人情報と同様に、情報の漏えい、滅失又はき損の防止その

他の死者に係る情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- ⑨ あらかじめ被験者の同意を得ないで、当該研究に係る個人情報を第三者に提供してはならない（ただし、細則で規定する場合を除く。）。

〈細則〉

1. ⑨の規定は、次に掲げる場合について、適用しない。イ法令に基づく場合ロ人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、被験者の同意を得ることが困難であるとき
 - ハ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、被験者の同意を得ることが困難であるとき
 - ニ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、被験者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
2. 次に掲げる場合は、⑨で規定する第三者に該当しないものとする。
 - イ 研究者等が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - ロ 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
 - ハ 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、被験者に通知し、又は被験者が容易に知り得る状態に置いているとき（ただし、この場合は、研究者等は当該個人情報を利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、被験者に通知し、又は被験者が容易に知り得る状態に置かなければならない。）

- ⑩ 当該研究に係る個人情報の取扱いに関する被験者等からの苦情・問い合わせの適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

(c) 継続的事業としてのアーカイブ事業実施についての問題

研究というよりは一つの継続的事業として金庫事業として実施することになると、情報を金庫に入れる人数が増えてくれば、個人情報保護法の個人情報取扱事業者としての義務が発生するかもしれません。本格的に、長期的にやっていくとすれば、このようなことを想定して考えていかなければならないと考えます。

ここで、立命館の「個人情報保護規程」(付属資料2)、国立大学法人の大阪大学が保有する「個人情報の管理に関する規定」(付属資料3)をご覧ください。立命館も情報管理責任者をおくことになっています。立命館の場合は、総務担当常務理事、副責任者が総務部長となっています。運用管理責任者が各課長、事務長になっています。人間研で事業することになるならば、研究部長に責任があることになると思います。大阪大学の規程第4章には、「役員、教職員に教育研修を行う」とありますが、立命館の規程には同様の規程はなく、検討課題です。また、大阪大学の規程では「アクセス制限」とか、大学によっては「データベースがある部屋に立ち入る権限」なども定められています。

要するに、大学が本格的に情報金庫の事業を実施するためには、それ相応の体制を組む必要があるだろうということです。ポイントをもう一度あげると(資料5)、5000人以上の個人情報データベースを取り扱う事業者は個人情報保護によるさまざまな義務を重視しなければなりません。学術研究は個人情報保護による義務の適用が除外されるが、安全管理、苦情処理のために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表する努力が求められます。大学である程度の規模の個人情報を取り扱う場合は法の定めに従った措置を、どうするかを内部的に明確にして、基本方針も含めて、はっきりさせていかねばなりません。こうしたことをきっちりやるとすれば、JIS規格、プライバシーマーク、経済産業省のものが詳細にあるので参考になります。

事業になった場合、研究とは別の、たとえば福祉事業の一部、あるいは教育事業の一部ということになったとします。この場合、規模を拡大したら個人情報保護法の適用対象になる可能性があります。そうしますと、事業化を展望するのであればあらかじめ熟慮して、想定する利用目的を考え、同意を情報提供者からとっておく必要があります。同意等を事後的に行うのはなかなか困難です。この場合に、共同利用をどうするかという論点も重要になります。

たとえば本人のデータがある時に、誰か他の人がそれを利用する。ポートフォリオの例では、望月先生との関係では利用を合意したが、それ以外の新たなスタッフ、別の立命館の関係者がそれをアクセスする時に、どの場合に、どういうふうに許容するかがポイントとなる。ご本人が学校や職場にアクセスする時、どういう手続きでやるかも問題になり、ご本人が直接扱うのはいいが、誰が、どういう時に、どういうふうに情報を引き出すかについても相当煮詰めて同意をとっておく必要があると思います。実務的に、情報の数が増えてくると、後から同意を取る手続きはかなり大変になってきます。ですので、最初に考えておくことが重要だと思われます。最後に態勢の問題として、権限の明確化や各種の手続きを定めるとともに、責任者・従事者については、教育・研修などを整備していく必要があります。

〈質疑応答〉

望月 情報を預かった段階でコンプライアンスや保護が発生するわけですね。

松田 そのことを想定して対応した方がいいということだと思います。

望月 発想として大雑把に貸金庫だと、自分の私書箱に入れている場合でも、ハンドルの態度、条件にかかわらず、どう考えるか。

松田 どういう情報に関してか、だと思いますが、貸金庫のための名前、リストをつくらないといけないわけですが、それは情報保護の適用になります。ただ、貸金庫の中に入っているものは知らないという立場もありえます。貸金庫を引き出すのは自分でやってください。中身はどうなっているは考えない、ということですね。ポートフォリオでつくるのはまた別の話として、情報を保管・提供するところまでで、一旦終わり。そういう発想もありうると思いますが、そういう貸金庫を大学がやり続けるのはどういうことなのかと思います。

佐藤 大学がその事業を展開するにあたってえた情報のことでしょうか。事業は、学生を集めてお金を入れて、何入試で入ってきて、奨学金とか、父母の年収の情報はあるかどうかはわかりませんが、それが基本ですよ。

松田 文部科学省ガイドラインに、研究で得たデータに個人情報が入っている場合、そのまま他の研究者に提供すると具合が悪いという書き方をしています。文部科学省的には補助金とかを受けていたら、すべて関係してくるとい

うことで、その意味ではかかわってくるということだと思います。

望月 学生情報ですか？

佐藤 データの定義、ここでいうのは個人情報の第三者提供への義務でしょう。

ここでいう個人データというのは。

松田 個人情報とは「生存する個人に関する情報で、識別可能なもの」。かなり抽象的な定義なんです、法律上は。

望月 属性とか書いてないから。

松田 例外があって、一般的に公開されている情報、個人の名前で電話帳に載っているものは個人情報にならない。他の手段で本とかに書いてあって入手できるものは個人情報として扱わないという例外規程がありますが、それを越えた住所が入っているとかは、すべて個人情報になってくるという。写真とか。死んだ人は情報の保護にかからないが、それにかかわって他の人の個人情報になる場合は保護の対象になるという解釈ですね。

佐藤 法律は生きている人のことしか扱わないからね。

土田 個人情報保護の保有期間というのは？

松田 「保有個人データ」になるのは、ある程度長期間保有している個人データで、通常は6カ月以上の場合に該当します。例えば、クレジットの決済データを一旦もらっても短期的に3カ月で廃棄する場合はあたらないが、会員になって長期にわたって保有していると該当することになります。短期でどんどん捨ててしまう場合に比べて、長期間保有する場合には、京都市の条例にそって仕組みを作っていく必要があると思います。

望月 サポートファイルという個人情報を市が一括してもつ場合は？

松田 市の場合は条例があります。市の条例の範囲の中で実施することになります。自治体はそれぞれ総務省のガイドラインにそって条例をつくっていると思います。京都市が実施する場合には、京都市の条例にそって仕組みを作っていく必要があると思います。

望月 軽く5000を超える情報を集めようとしているわけなんだから。発達障害と名前がついていたらどうかという、そこから始まっているから、最近は。

松田 研究という縛りでは5000人も関係ないんですが、一旦、恒常的な事業になってくると大学として対応をしていかないと進まないという事ですね。

望月 模擬空間というのは恒常的なモデルの研究なんだよね。実際、初めてみようとなると、定年になった後、誰が、ということになっていくかという何

らかのシステムを…。

松田 この話は本人が生きていて、労働市場に向かっていることを前提としている面があって、亡くなったあとに「僕のことは消してください」といわれたら、金庫から情報を消さざるをえない。

望月 ハンドルの意味の中も、それも入るように思う。「この情報を入れてください」という選択権も含めてですね。死んでからも含むんだけど。佐藤さんの1000年先の話は、より好みなく入れるという、入れても不利にならない社会という話だけど、そのへんが現実的には。ハンドルする以上は、コンテンツについて選択権もある話になるはずだから。

佐藤 それも著作権の世代の考えも整理していかないといけないわけだけど、結局、年数を区切るしかないのかなと。

松田 具体的な話を考えてみますと、例えば何らかの財団が情報金庫という事業をやる。そこにどんどん情報を蓄積していく。物理的に金庫にしてもいいし、スキャンしたものを随時引き出すとか。ある程度の時間がたって、いらなくなったら大学のアーカイブに移して、この時期の障害を抱えた人たちが、どういうライフを過ごしたかを記録するアーカイブとして保管するというようなことが考えられると思います。その場合のアーカイブはまた情報金庫とは別の目的になるので、一定の段階で了承をえることをやっていくことが必要になると思います。大学がそういう事業の立ち上げに、インキュベーションとして一緒に関わっていくのが良いように思うのですが。

佐藤 モノや事を溜めるのは図書館と博物館と文書館がある。立命館大学は博物館と図書館はあるが、文書館はない。それをあらゆる機会にいつているんだけど。もう一つは研究倫理委員会でもデータの保存と破棄をどうするかで揺れている。一方では「破棄します」といって集めている。アンケートは「研究が終わったら破棄します」という文法もあるけど、研究のことを考えたら保存しなければいけない文法もあるわけですね。たとえば応用人間科学科の修士2年生が6月に研究倫理委員会にデータをとるといってきて、いつまで保存するのか。誰が保存するのか。卒業したら大学と関係ない。研究者として5年保存するといえるのか。関係ない大学が引き取るのか。いろいろインキュベーションにしていくような話題ではある。現状ではチグハグになっている。

望月 もともと情報金庫も研究倫理の方で、「鍵のかかるロッカーに入れな

といけない」というけど、そんなものは（今現在大学に）ないじゃないかと。最初は個人情報保護の観点から、何年後にはなくなるということで確認してきたんだけど、なくなったら後がわからなくなるという責任もあって。今までは早く捨てちゃえと。学生の採点と同じで、もっていてはいけない。捨てるという話だったけど。

松田 ところで、利用する側のニーズはどうなっているんでしょうか。情報金庫の話は二つの話がありますよね。今までなかった情報を付加して、信頼できる情報を付加した有用なポートフォリオを作成する。それを蓄積して本人が必要な時に本人が直接見る、他の人に見てもらうために活用する。この二つがあって、両方、社会的ニーズ、ご本人、教育者が、どういう受け止めになっているのかなと思います。この点についてはいかがですか？

望月 情報バンクの発想自体、「情報を見たい」というのに、実は、ないということから始まって。企業の方でも。

佐藤 捏造、やり放題だね。「保存する必要はありません」ということなら。

松田 それがあったらこの人を雇うかどうかという時、具体的なデータがあったら考えやすいと。

望月 逆もあるかもしれないけど、雇ってから継続的な就労支援という時に今までは、どういうやり方がベストパフォーマンスか。採用試験の一点突破ではなく、継続的な支援をする時に、情報が役に立つという。ニーズがデータでくる。しばらく来てもらっているけど、次にどうしたらいいかということが、今までの話から「できる」ことがあるんだけど。当初は特定で「この仕事さえできればいい」みたいな。そういうマッチングしかなくて、そこから先の本人のモチベーションとかあるのに。人が代わるから。先生のご苦労もあると。学校の先生は「すごく苦労しました」というんだけど、そういうんじゃないくて「その苦労の部分を、ちゃんと残してないんじゃないか」と暗にいいたいところもあるんだよね。「就労させてもらうのが精一杯で、頭を下げて」みたいなところがあって、長い目でみたら、どこかで頭打ちになったとき、企業も安心してできないし。「就労させるのが精一杯だから、ご苦労」というと、情に訴えるしかないんですと。

佐藤 本当に苦労したんですと。

松田 これからを考えるとときに、まずポートフォリオ作成事業が、どの程度の規模になるかということがあるのではないのでしょうか。今は、あくまでも限

られた事例でやられていて、いろんな人にたくさんやるとしても、キャパとしても大きな問題が発生するような気がします。

望月 民間は口では「やる」といっているわりには動かない。それでどういう時に発生してきたかという、京都でいえば、「デュアル・システム」といって、障害生徒がインターンシップをやる。それは単に企業の人に知ってもらうということではなく、企業の目が入ることなんです、学校に。「エビデンスがないじゃないか」ということが自ずとクローズアップしてきて、「苦労」の部分を書いてくれるという趣旨が裏趣旨にあって、これをつくった退職した校長がそういっている。「学校を変えたかったんだ」と。それまでは経験だけでマンツーマンで育てるといって、しかし情報をつくっていかないと、いちいちスタートから始まるということになる。それには企業の人に入ってもらって「先生方のご苦労を知りたい」といってもらうことが重要だと。

障害者が就労して企業の中で異動することが出てきた。今までは定着してないと失敗だったみたいな話になるんだけど、「3年間ここにいたけど、これができるようになった。次の推薦状を書きたい」という企業が出てきた。前向きに異動する。定着ではなく就労の継続。

佐藤 トランジションが。措置の連続。日本型就労は一カ所にいるという。

望月 そういうニュアンスがありすぎるのよ。引き受けた以上は一生涯面倒をみるとか。自由にいく時もあるのに。

佐藤 移行する時に、まさに。

望月 企業のロジックの方が、学校よりもあるかもしれない。中小企業の人が初めてしてくれたんだ。朱雀の横の佛大にある喫茶店は障害者就労をしている。土井さんという人がプロデュースしているんだけど、「こんど3年でやめる子が出たのよ」と。今までは「定着しなかった」という話になってしまうのだけど、次にいいところがあったら紹介するというのが普通じゃないか。キャリアパスポートじゃないけど、スキルシートを付けて「その時の書式をどうやったらいいか？」という相談があって、まさしくこれなんです。企業ニーズとしては、あるんじゃないかと。

佐藤 含意としては、トランジション、移行という。

望月 今まで「移行」がない設定が多かった、学校の中でも。「情報」があっても立ち話以下でそれが残っていない。

佐藤 大学教育も、そうだよ。3年で辞めちゃうことは悪いことで「次、ど

うするの？」と。心理の問題は「全然就職してないじゃないか」と、むちゃくちゃなことをいわれている事態で。僕からみると「大学を終わった後に福祉の専門学校にいったら福祉にいったらいいじゃないか」と。思いますよ。

松田 福祉系の学生は専門学校にさらに行くという人人も多いのですが…。

佐藤 心理はあるんですよ。18歳の虚栄心って、あるじゃない。それで入ってきて。立命だけでなく。人と接することがやりたいと。心理で大学を卒業した後に福祉の専門学校に行くのは一つの径路としてあるんです。最初から福祉の専門学校や福祉学科に、日本福祉大学にいけばいいんだけど、虚栄心を満足させられないと。18歳の虚栄心、親の虚栄心というべきか。トランジションも前提にすることになると、この話がすべての大学生にもあてはまってくるわけで。

松田 当面、試行的に5年間で区切って、ポートフォリオの話でいうと。ある程度学校を出て就職というプロセスを重点的にやってみるといことが、できないですかね。

望月 長期に渡って情報が生きていく状態をつくりたいんだけど、2回くらいPDCAを通らないと。

佐藤 僕が「情報と正義」のことをやっているのは、一つは震災と難病という話があって、複雑な問題なんだけど。今回の東日本で、酸素ボンベを使っている人を助けないといけない。情報が共有されないわけだね。近所に明らかにしていないから、そもそも。医療機関は知っていても、誰かに伝えることはないし。酸素ボンベ会社が顧客データをもっているからそれを利用して。それで事なきをえたみたい。今、そういう教訓をえて、いくつかやっているんだけど、情報を守ることで人が死んだらしょうがないだろうと。難病の方は「命よりも大事な情報がある」と。プライバシーの話で。遺伝にかかわる病気とか。複雑だなと思いつつ、しかしまあ、どうすれば良いか。

松田 個人情報保護法では酸素ボンベ会社がやったことは正当化される。危機的な状況ですから。阪神大震災の時、病院が情報を出し渋ったりして問題が生じたという経験があって、それが法律にも生かされた経緯があります。

佐藤 そういう問題を含みながら、こういうことをやったことで意味がある。时限を切ってやってみるとか、他にもこういうことをやっているところがあるかもしれないから。似たような議論をやって。共有できるなら共有して。

最先端の議論であることは間違いない。

望月 カルテは同じような問題なのかな？

松田 カルテは5年間保存して後は廃棄になっている。患者さんはどんどん変わっていくから、診療が終わってからね。

望月 カルテは、どこかの病院に所属するんですか？

松田 個別の病院でやっていると思います。ネットでつなぐとセキュリティの問題があるから、ほとんどつながってないと思います。病院が変わると、全く違うカルテになるわけです。フォーマットの統一化を図ろうとする動きがあります。また、過去のカルテを患者の了承があった場合に見せるということは許されているということです。ただ、常にネットでつながっていることはないと思います。

望月 似たような事例かなと思って。前に情報移行に関わる研究会でオーディエンスから指摘があって、医療ではすでにこのことを考えているのではないかと。ハンドリングの権利が患者にあるという態度は、カルテは医者を持ち物ではなく、患者の持ち物だと。

松田 そういう発想は普及していますが、実際には患者さんが前の医者に挨拶なしに別の医師の診察を受けたりするので、前にかかっている医者に行くにくいということがあるから、必ずしも機能しない面もある。

佐藤 セカンドオピニオンといっても、いいにくいよね。

松田 イギリスのNHSやサンフランシスコの公立病院システム群なら、ある程度共有している可能性はありますが、経営母体が多数あるとそれらをまたがった情報共有はなかなか進みません。もっとも、画像は送れるかもしれないけど。遠隔治療が進んできているから。

佐藤 情報は共有して拡散しても、不利益を起こさないものをつくるのが大事なことで。

望月 それはまた理想の社会で、対人援助も、そうだけど。

松田 不利益を起こさない状況は、どういう状況かというのが、なかなか不確定で。難しいですよ。

佐藤 余計なことを知ったって「ああ、そうね」と、いい意味でのレスペクトする意味での無関心というのが。

望月 そうなのが特区みたいな、そういう状況を。

佐藤 僕が松田さんの情報を見て、個人としては、「ああいうのもあるんじゃない

いかな」と。

松田 金庫という具体的な話から幅広くなりましたが、そろそろまとめてみたいと思います。

今日の話を受けて、ありうる金庫事業のモデルを図示する作業を宿題にしたいと思います。大学、支援事業団、家族、本人の相互関連を示すような（注研究会の議論を受けて、情報金庫を推進する上でのモデルや課題を示したのが別図P79である）。

佐藤 「情報を共有して幸せになる共生社会」とか。

松田 「情報的正義」という言葉をそこに入れるかどうかは別にして。

望月 ユートピアかな。

佐藤 ユートピアですよ。どこにもない。

松田 ちょっとイメージが沸いたな。やろうとしていることが。先生のイメージがようやく伝わってきました。

望月 厚生労働省の全国調査の時、そういうことをやってないか、調べたんだけど。ないんだよね。ただね、学校の情報を初めて市が、文部科学省系列の学校での資料も市が引き受けるみたいな話はすでにありますが。まだどう使うかとか、福祉の個別の支援計画とかは、まだ。サポート会議で作り始めたんだよね。つくるための援助者も詰める。保健師さんとかやっている場合もあるようですが、うっかりするとまっばら「医療的」に働くという懸念もありますよね。

佐藤 「この薬がなかったら死んじゃう」というのは必要な情報だよね。「これがあったらこれができる」という。

望月 あっても、よさそうでしょう？

佐藤 薬を毎回検査しているという話にならないよね。

望月 現実には顔を見て「俺がやったらわかるんだ」という。そうやっちゃうと、どうなるかを実証したいわけよね。「これができるじゃないか」と。実際、カフェリッツでやってみたら「できる」とか。

佐藤 すばらしい。

望月 今度、高齢者グループと一緒にやる。

佐藤 すばらしいね。

松田 一応、研究会としては終わります。